

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書の訂正報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の2第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成20年9月25日 |
| 【事業年度】 | 第41期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日） |
| 【会社名】 | 株式会社リロ・ホールディング |
| 【英訳名】 | Relo Holdings, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 土屋 真 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都新宿区新宿四丁目3番23号 |
| 【電話番号】 | 03(5312)8704 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 門田 康 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都新宿区新宿四丁目3番23号 |
| 【電話番号】 | 03(5312)8704 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 門田 康 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号) |

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月27日に提出した第41期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

4 関係会社の状況

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_線で示しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

4【関係会社の状況】

(訂正前)

| 名称 | 住所 | 資本金 | 主要な事業の内容 | 議決権の 所有割合 (%) | 関係内容 |
|---|------------|-------------------|------------------|---------------------|---|
| (連結子会社) 株式会社 リロケーション・ジャパン (注)4 | 東京都 新宿区 | 千円 100,000 | リロケーション 事業 | 100 | 当社に管理部門事務を 委託している 貸付金がある 役員の兼任あり |
| 株式会社 リロ・フィナンシャル・ ソリューションズ | 東京都 新宿区 | 145,000 | その他の事業 | 100 | 当社に管理部門事務を 委託している 貸付金がある 役員の兼任あり |
| 株式会社 リラックス・コミュニケー ションズ | 東京都 新宿区 | 100,000 | 福利厚生代行 サービス事業 | 100 | 当社に管理部門事務を 委託している 役員の兼任あり |
| < 略 > | | | | | |

(注) 1.~ 4. < 略 >

(訂正後)

| 名称 | 住所 | 資本金 | 主要な事業の内容 | 議決権の所有割合(%) | 関係内容 |
|---|------------|-------------------|------------------|-------------|---|
| (連結子会社) 株式会社 リロケーション・ジャパン (注)4 | 東京都 新宿区 | 千円 100,000 | リロケーション 事業 | 100 | 当社に管理部門事務を 委託している 貸付金がある 役員の兼任あり |
| 株式会社 リロ・フィナンシャル・ ソリューションズ | 東京都 新宿区 | 145,000 | その他の事業 | 100 | 当社に管理部門事務を 委託している 貸付金がある 役員の兼任あり |
| 株式会社 リラックス・コミュニケー ションズ (注)5 | 東京都 新宿区 | 100,000 | 福利厚生代行 サービス事業 | 100 | 当社に管理部門事務を 委託している 役員の兼任あり |
| <略> | | | | | |

(注) 1.~4. <略>

5. 特定子会社に該当しております。

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)~(3) <略>

(4) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(5)~(7) <略>

(8)(9) 記載なし

(訂正後)

(1)~(3) <略>

(4) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(5)~(7) <略>

(8) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

(9) 監査役の責任免除

当社は、会社法第426条の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めております。これは、監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。